

ID: 8

担当部署: 総合政策部 市民協働推進室

処分の概要	退去命令等		
例規名 根拠条項	真岡市市民活動推進センターの設置及び管理条例 第8条		
例規番号	平成19年条例第26号		
<p>【基準】</p> <p>第8条の規定による。 (利用の制限)</p> <p>第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。</p> <p>(3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日